

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都文京区湯島一丁目11番10号

氏名 東京鍍金公害防止協同組合  
代表理事 八幡 順一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成23年 1月 1日

許可の有効年月日 平成27年12月31日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
(以上8種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
(以上8種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地：  
大田区東糀谷六丁目3番1号積替え保管面積：153.6m<sup>2</sup>

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶8本 : 1.6 m <sup>3</sup>
汚泥	または
廃油	ポリタンク60個(液状物) : 1.2 m <sup>3</sup>
廃酸	または
廃アルカリ	フレコンバッグ6袋(固形物) : 6.0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	または
金属くず	土嚢袋40袋(脱水後の汚泥) : 1.6 m <sup>3</sup>
ガラス・コンクリート	
陶磁器くず	
保管量合計 : 6.0 m <sup>3</sup>	

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成3年1月1日 新規許可  
平成23年1月1日 更新許可 第4回

## 5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

## 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)